

令和6年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会次第

令和7年1月28日（火）午前10時

総合会館304会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）障害者差別解消法の施行について

（2）令和6年度における周知・啓発等の取組

（3）障害者福祉等のあり方に関するアンケート結果について

4 その他

障害者差別解消法の施行について

令和6年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会

令和7年1月28日

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

【例1】受付の対応を拒否

【例2】介助者なしの入店を拒否



合理的配慮の提供

事業者については
令和6年4月1日より義務化

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

【例1】携帯スロープで補助

【例2】意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



具体的 対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) { 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている。

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

（※）障害者差別解消法の改正について

附則第7条の施行3年後の検討規定を踏まえ、平成31年より見直しの検討を実施。事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化や、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置（相談体制の充実や事例の収集・提供の確保等）を内容とした改正障害者差別解消法が令和3年に成立し、令和6年4月1日より施行された。

「不当な差別的取扱い」とは

- **行政機関等と事業者**は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を
 - ◆ 拒否する
 - ◆ 場所や時間を制限する
 - ◆ 障害のない人にはつけない条件をつけるなどにより、障害者の権利利益を侵害すること（**不当な差別的取扱い**）が禁止されている
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

具体例



注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）に基づき作成

正当な理由がある場合

- 「**正当な理由**」がある場合、すなわち、その行為が客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、「**不当な差別的取扱い**」にはならない
- 「正当な理由」に相当するか否かについては、**個別の事案ごとに**、
 - ◆ 障害者、事業者、第三者の権利利益
例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等
 - ◆ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持などの観点から、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**する必要

「合理的配慮の提供」とは

第8条（略）

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

社会的障壁の例

① 社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
② 制度	利用しにくい制度など
③ 慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④ 観念	障害のある方への偏見など

具体例



注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）に基づき作成

留意事項

- 事務・事業の目的・内容・機能に照らし、
- ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
 - ② 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
 - ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

過重な負担の判断

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要

- ① 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

「建設的対話」とは

(改定基本方針)

建設的対話に当たっては、**障害のある人にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害のある人と行政機関等・事業者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要**である。例えば、障害のある人本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、行政機関等や事業者が対応可能な取り組み等を対話の中で共有する等、**建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資する**と考えられる。

➡ **障害のある人からの申し出への対応が難しい場合**でも、建設的対話と相互理解を深めることで、**目的に応じた代替手段**をみつけることが可能となる。

建設的対話の例

事業者
(習い事教室)



うちのこどもは特定の音に対する聴覚過敏があり、飛行機の音が聞こえると興奮して習い事に集中できなくなってしまうので、飛行機の音が聞こえないように、教室の窓を防音窓にしてもらうことはできますか？

防音窓の設置には工事が必要だし、すぐに対応することは難しいな。障害のあるお子さんが習い事に集中できるよう、他に、飛行機の音を聞こえなくするような工夫はあるだろうか？

防音窓をすぐに設置することは難しいので、お子さんが習い事に集中できるよう、一緒に他の方法を考えましょう。お子さんは、普段、飛行機の音が聞こえないように、どのような対応をしているのですか？

家ではイヤーマフを着用することがあるのですが、習い事では音声教材等を利用することもあるので着用させていませんでした。着用の際には声掛けや手伝いが必要なので、習い事でイヤーマフを使うと先生にご迷惑ではないでしょうか。

飛行機が通過する時間帯は大体決まっているので、その際には、先生がイヤーマフの着用の声掛けやお手伝いをします。また、音声教材の使用タイミングについても配慮を行うことができます。

わかりました。こどもにイヤーマフを持っていかせ、先生がお手伝いしてくれるからね、と言っておきます。

障害者の保護者
(発達障害)



「環境の整備」

第5条 行政機関等及び事業者は、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を的確に行うため**、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修**その他の必要な環境の整備に努めなければならない**。

「環境の整備」の例

(不特定多数の障害者が主な対象)

携帯スロープを購入する

施設をバリアフリー化する

社員対応マニュアル整備・研修を実施する

アクセシビリティを担保したウェブサイト等を作成する

「合理的配慮」の例

(個々の場面における個々の障害者が対象)

段差があった場合、携帯スロープを架ける

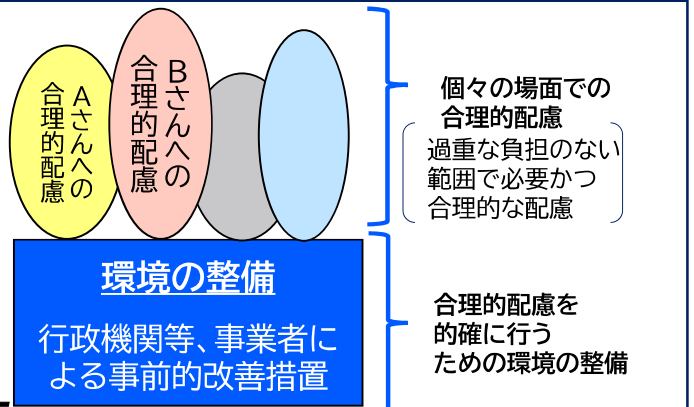
(個々の配慮をせずとも、障害のある人が利用可能)

マニュアル等に基づき、的確に合理的配慮を行う

(個々の配慮をせずとも、障害のある人が利用可能)

留意事項

- **他の障害のある人等への波及効果についても考慮した環境の整備**を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、**合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の改正等**の環境の整備を図ることは有効
- 「環境の整備」には、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれる



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

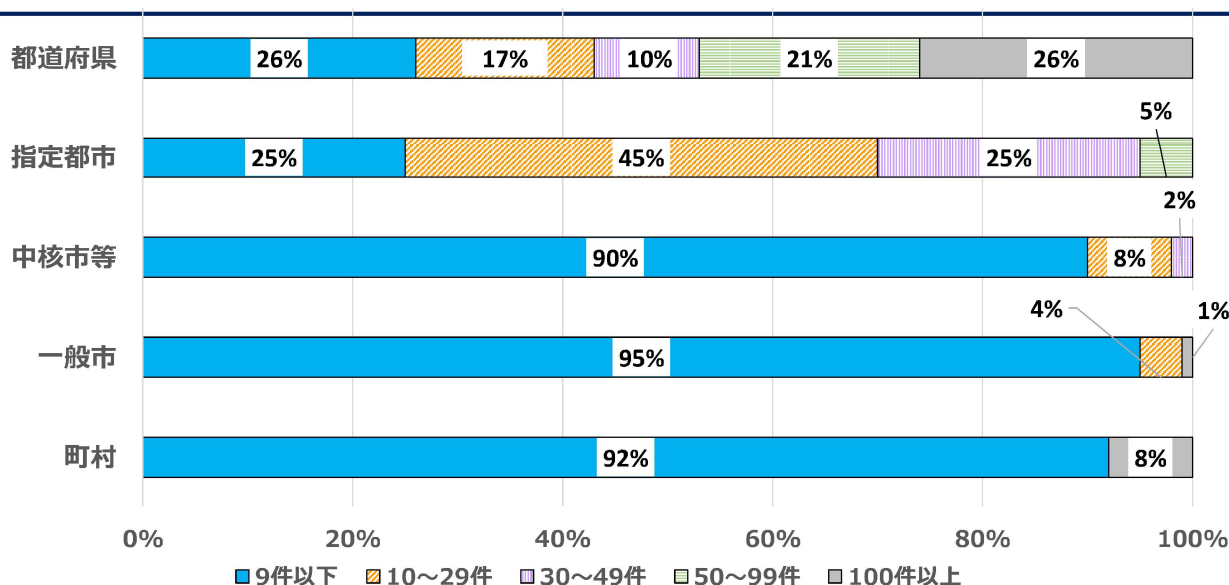
事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

障害者差別に関する相談件数(令和4年度)

- 都道府県・指定都市のうち相談実績のある自治体は、多くが1年間に10件以上の相談を受けており、50件以上、100件以上の相談を受けている自治体もあり、中核市等・一般市・町村のうち相談実績のある自治体は、相談件数9件以下が最も多く、大規模な自治体ほど相談件数が多くなる。



※調査を行った自治体のうち相談実績があり、相談件数をカウントしており、令和4年度の相談件数を算出済みの自治体のみ調査

【出典】内閣府調査研究(令和5年度)
※令和5年4月1日時点

埼玉県内自治体における障害者差別に関する相談件数（令和4年度）

相談があった自治体： 12自治体／63自治体中

相談があった自治体のうち、人口規模（令和4年4月1日時点）
における統計【自治体数／自治体ごとの平均相談件数】

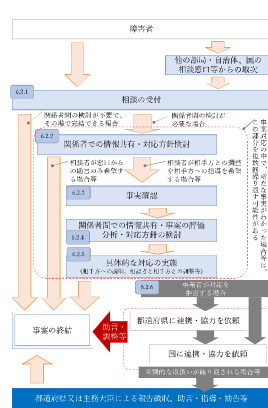
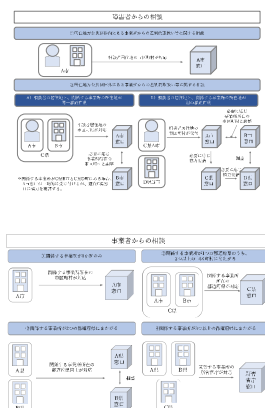
30万人以上・・・3自治体（平均3.3件）
30万人未満～15万人以下・・・1自治体（平均3.0件）
15万人未満～10万人以下・・・5自治体（平均2.2件）
10万人未満～5万人以下・・・3自治体（平均2.3件）
5万人以下・・・0自治体

参考：障害を理由とする差別の解消の推進 国・地方公共団体における 相談窓口担当者向け相談対応マニュアル

- 内閣府では令和5年度調査研究事業において、国や地方公共団体における相談対応を行う人材の更なる専門性向上、相談対応業務の質の向上を目指し、個別具体の相談への対応等に資するような「障害を理由とする差別の解消の推進 国・地方公共団体における相談窓口担当者向け相談対応マニュアル」を令和5年度に作成。
- 本マニュアルは実践編と法令編（障害者差別解消法の基本的な法令知識）の二部から構成され、実践編では、関係機関の役割や相談対応の一連の流れ・留意事項等について整理を行っている。
- 相談窓口等担当者だけでなく、障害者差別解消法に関する事務の初任者が障害者差別解消法の考え方を深めるための資料としても活用可能。

障害を理由とする差別の解消の推進
国・地方公共団体における
相談窓口担当者向け相談対応マニュアル

内閣府
令和6年（2024年）3月



相談対応マニュアルの構成

<実践編>

1. 目的
2. 相談窓口の役割
3. 関係部局・機関との連携・協力体制
4. 障害者差別解消に向けた周知・啓発
5. 相談体制の構築
6. 相談対応の流れ

<法令編>

1. 障害者差別解消法とは
2. 法的判断の検討プロセスフロー
3. Q&A

<参考資料>

障害特性と配慮・関係法令・障害者差別解消法以外の窓口 など

周知・啓発等の取組、差別に関する相談状況等

1 東松山市が実施する令和6年度共生社会づくりの取組について（詳細は別紙「資料3」）」

- ① きらめき出前講座「私たちのまちの障害者福祉サービスについて」や「障害への理解～認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進～」を実施
- ② 東松山市商工会の会員に合理的配慮の義務化に関するチラシを配付
- ③ 誰もが楽しめるバリアフリー演劇鑑賞会 in 東松山「星の王子さま」の後援（市は実行委員会の委員として参加）
- ④ 東松山市総合会館及び市役所1階市民ホールにおいて障害者作品展を開催
- ⑤ 「精神保健福祉について」や「当事者を支える家族・事業所の取り組み」等のテーマで精神保健福祉ボランティア養成講座を開催
- ⑥ 市役所市民ホール、高坂駅東口駅前広場に設置しているデジタルサイネージに「心のバリアフリー」学ぶアニメーション教材及び「手話あいさつ運動」を掲載
- ⑦ 「手話言語の国際デー」に合わせて松本町一丁目緑地内の記念碑のライトアップを実施
- ⑧ 障害者差別解消法の改正に伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障害のある方への配慮マニュアル」を改訂し、市職員に周知
- ⑨ 東松山市自立支援協議会内に「SDGs/合理的配慮推進プロジェクト会議」を設置し、合理的配慮推進の普及・啓発に係る取組を実施

2 東松山市相談状況等まとめ

① 障害を理由とする差別に関する相談状況（令和7年1月17日現在）

	不当な差別 (認定件数/相談件数)	合理的配慮 (認定件数/相談件数)	計 (認定件数/相談件数)
R2	0件/0件	0件/0件	0件/0件
R3	0件/0件	0件/0件	0件/0件
R4	0件/2件	0件/0件	0件/2件
R5	0件/2件	0件/0件	0件/2件
R6	0件/0件	0件/0件	0件/0件

② 意思疎通支援員対応状況（令和6年12月31日現在）

	件数	手続・証明	ゴミ	住居	医療	その他	実人数
R2	270	237	3	7	3	20	56
R3	337	331	0	0	0	6	46
R4	414	379	6	8	0	21	48
R5	330	324	0	0	0	6	54
R6	189	185	0	0	0	4	47

③ ヘルプマーク配付状況（令和6年12月31日現在）

年齢層

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明等	計
R2	3	5	4	11	18	22	13	20	13	109
R3	6	8	17	11	21	22	28	14	3	130
R4	13	10	19	26	22	36	17	37	2	182
R5	8	13	21	17	28	33	29	50	0	199
R6	12	12	11	9	21	34	23	36	5	163

障害種類別

	視覚	聴覚	肢体	内部	知的	精神	発達	難病	妊娠	他	不明等	計
R2	4	6	16	22	10	19	0	9	0	6	17	109
R3	5	4	23	20	14	34	2	8	1	9	10	130
R4	5	5	44	25	19	51	5	12	1	21	5	193
R5	10	9	37	38	23	50	10	15	0	34	5	231
R6	4	4	31	37	23	42	6	11	0	13	5	176

※障害種類別の合計は重複障害も含まれているため、配付数と必ずしも一致していません。

手帳取得状況

	有	無	不明等	計
R2	59	36	14	109
R3	68	59	3	130
R4	86	95	1	182
R5	107	91	1	199
R6	76	74	13	163

④ ヘルプカード配付状況（令和6年12月31日現在）

年齢層

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明等	計
R2	0	1	3	1	2	2	2	3	0	14
R3	0	4	7	7	8	11	10	5	2	54
R4	2	2	4	2	2	3	2	5	0	22
R5	2	1	1	2	2	3	4	8	0	23
R6	0	0	1	3	1	1	2	1	0	9

障害種類別

	視覚	聴覚	肢体	内部	知的	精神	発達	難病	妊娠	他	不明等	計
R2	0	1	2	3	4	2	0	2	0	0	0	14
R3	2	2	10	10	1	18	0	6	0	3	2	54
R4	1	0	5	4	1	4	0	1	0	4	3	23
R5	2	1	5	4	4	5	1	1	0	3	0	26
R6	0	0	0	1	1	5	1	0	0	2	0	10

※障害種類別の合計は重複障害も含まれているため、配付数と必ずしも一致していません。

手帳取得状況

	有	無	不明等	計
R2	11	3	0	14
R3	26	25	3	54
R4	7	15	0	22
R5	12	11	0	23
R6	8	1	0	9

東松山市が実施する令和 6 年度 共生社会づくりの取組について

東松山市障害者福祉課
令和 7 年 1 月



① きらめき出前講座の実施

「きらめき出前講座」とは・・・市民の皆さんが開催する学習の場に市職員等を講師として派遣し、東松山市の様々な情報等を分かりやすく説明しています。

【内容】

①「私たちのまちの障害者福祉サービス」

障害の基本情報や地域のサポート機関、障害者手帳取得後に利用できるサービスを紹介

②「障害への理解～認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進～」

障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供、障害特性に配慮した支援等、障害のある人もない人も自分らしく安心して生活できる共生社会づくりについての紹介

【実績】

市内団体、きらめき市民大学 等

1. 「私たちのまちの障害者福祉サービス」



12 障害者手帳を持っている人
+
精神の病気で病院に長く通院している人
+
難病のある人
= 約6,500人

市民全体に占める割合：約7%

市民の約15人に1人が
何らかの障害がある、ということ。

13 お父さん+お母さん+子ども1人
= 3人 これを1世帯と考えると…
「15人」だと「5世帯」
とするならば…
↓
5世帯に1つが、
何らかの障害⇒「生きづらさ」
を抱えているかもしれない
ということ。

14 つまり…
障害の問題は決して「他人事」ではなく、
とつても「身近な問題」。

たとえ障害があっても、一人ひとりが
安心して暮らせるまちづくりを進めること
は、このまちに暮らすすべての人の安心に
つながる。

↓
東松山市のまちづくりの考え方

2. 「障害への理解～認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進～」



本日のお話

- ・ 障害者差別解消法とは

<3つのポイント>

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止
- ・ 合理的配慮の提供
- ・ 環境の整備

合理的配慮の具体例

- ・ 車椅子利用者などのために周囲の人が手助けする。
- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段（手話、読み上げ、筆談など）で窓口対応する。

建設的対話とは

合理的配慮の提供にあたって、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障がいのある人と事業者が対話を重ね、共に解決策を検討していくこと

↓

障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、建設的対話に努めることで目的に応じて代替りの手段を見つけていくことが大切

②チラシの配付

東松山市商工会の会員約1,700事業所に対して
合理的配慮の提供の義務化に関するチラシを配付



※公共交通機関約50事業者（福祉タクシー事業所、路線バス、東武鉄道、生活サポート事業所など）にリーフレットを配布し、合理的配慮の提供の義務化について周知を図った

障害者差別解消法が変わります！
令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆様もどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

目次

- 1 解説
- 2 共生社会の実現に向けて
- 3 合理的配慮の提供とは
- 4 合理的配慮の提供には何が重要ですか？
- 5 不当な差別的取扱いとは
- 6 障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト
- 7 困ったときは

困ったときは...

☆「不当な差別的取扱い」をしないようにするにはどうすればよいのか、合理的配慮の提供を求められたが、どのように対応すればよいかわからない...など、障害者差別解消法に詳しくないことがあれば、まずは地域の身近な相談窓口にご相談ください。

☆このリーフレットをダウンロードしたい方はこちら
障害者差別解消法が変わります！(リーフレット)
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabokai_leaflet-r05.html

☆このリーフレットで紹介した例や、ケースごとの考え方など詳しく知りたい方はこちら
不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供に係るケーススタディ集
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>

☆障害者差別解消法の概要や障害者性ごとの「合理的配慮の提供」に関する質問等を知りたい方はこちら
障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
<https://shougaisa-sabetaikushou.go.jp/>

●自治体の相談窓口

内閣府 障害者差別解消法(障害者差別解消法)に関するお問い合わせ
内閣府 障害者差別解消法(障害者差別解消法)に関するお問い合わせ
住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎8号館
電話：03-5253-2111
ファックス：03-3581-0902
ホームページ：
<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

③誰もが楽しめるバリアフリー演劇鑑賞会 in東松山「星の王子さま」

【バリアフリー演劇とは】

舞台後方の字幕とライブで役者の動きなどを俳優が説明する音声ガイドに加え、舞台衣装をまとった手話通訳者が役者と連動しながら舞台上で手話表現を行う。

【開催場所】

東松山市民体育館

【開催日時】

令和6年11月17日（日）

【当日参加者数】

334人（うち、18歳未満 21人
障害者 47人）



④-1 東松山市障害者作品展

【内容】

パラリンアートの公募展で数々の賞を受賞している長谷部航輝さんをはじめ、市内障害福祉サービス事業所に通う方々等の個性豊かな作品を展示する東松山市障害者作品展を開催。また、今年度は市制施行70周年記念事業として、東松山特別支援学校の児童が制作した作品も併せて展示した。

【開催場所】

10月～11月 東松山市総合会館 1階多目的室
12月 東松山市役所 1階市民ホール

【来場者数（来場シールを貼った人）】

532人（昨年度：445人）

【出展者】

長谷部 航輝さん
市内生活介護事業所 14事業所
市内就労継続支援B型事業所 3事業所
市内在住者
東松山特別支援学校

④-2 東松山市障害者作品展



④-3 東松山市障害者作品展

来場者の声（感想ノートより）

はじめての作品展でした。とても多くの作品の数々、時間を忘れて見入るため、午後の学芸会に遅れてしまいました。ステキな作品を拝見、ありがとうございました。

令和六年十月三十日
障害者の皆様の作品、明るく仲よくしています。
皆様 将来に向けて元気で頑張ってください。

令和6年10月30日。
素晴らしい感動した絵や詩がありました。天才であつた。
正直、驚いています。近くに生きているので、含められる時には
来ようと思っています。

R6.11.3
どれも心のこもった、素敵な作品でした。

R6.11.3.
パラスポーツ、長谷部航輝君の作品がとても良かったです。
画集でも出されたらどうでしょうか？...

R6 もう感動しました ㊦

R6.11.3 素晴らしい作品の数々に感動しました！

2024.11.3 人間に素晴らしいですね。お気に召せば何でも
可能ですね。ぜひ勇気をもらってください。ありがとうございます。

はせべこちゃんへ
（歌は、はせべさんの歌を「しゃべり」みでから
えをいひいかにいひました。
おかし（私のえが）らじやをいひました。
ありがとうごさいました。
もてをえをききまし
おじいちゃんお母さん、がんばってください。

11.7

今回の作品展も素晴らしいかったです。

④-4 東松山市障害者作品展

市役所



⑤精神保健福祉ボランティア養成講座の開催

【内容】

精神障害者の社会復帰を促進するため、周囲の理解と協力を得られるよう、精神保健福祉についての情報提供、知識の習得及びボランティアの育成を目的として開催する講座。

【テーマ】

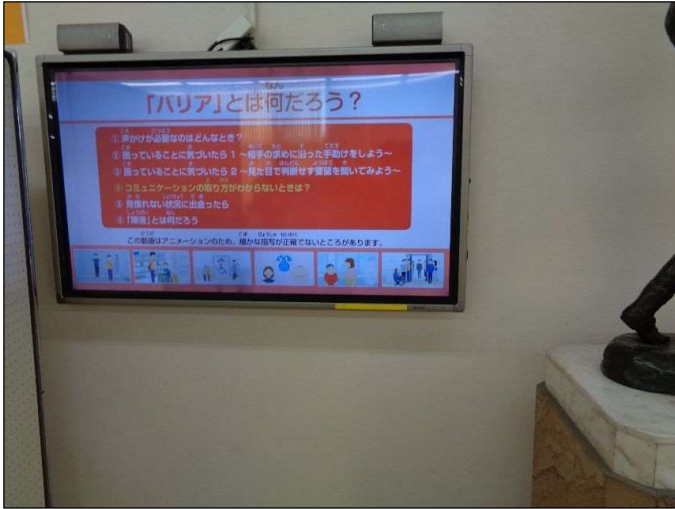
- ①精神保健福祉について（講座）
- ②ピアサポーター（当事者）活動を通して（パネルディスカッション）
- ③当事者を支える家族・事業所の取り組み（講座）

【日時・参加者数】

- ①②令和6年10月30日（水）参加者：15名
- ③ 令和6年11月15日（金）参加者：13名

⑥ デジタルサイネージへの掲載

「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材及び「手話あいさつ100%運動」を市役所市民ホール、高坂駅東口駅前広場に掲載



市役所市民ホール



高坂駅東口駅前広場

⑦ -1 「手話言語の国際デー」に係るブルーライトアップ

～手話言語の国際デーとは～

手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう、国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進するため、平成29年に国連総会で決議された。

世界ろう連盟から、この趣旨に賛同いただける自治体等に対し、シンボルカラーである青色で公共施設等をライトアップするよう呼びかけている。

⑦ -2 「手話言語の国際デー」に係るブルーライトアップ



当日写真（松本町一丁目緑地）



チラシ（各市民活動センター、市立図書館、社会福祉協議会等で配布）

⑧ -1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障害のある方への配慮マニュアル」を改訂

令和6年4月1日からの改正障害者差別解消法の施行に伴い、対応要領及びマニュアルを改訂すると共に、市職員に周知を図った。

【主な改正点】

- ・「建設的な対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。」ことを規定
- ・「不当な差別的取扱いの例」及び「合理的配慮の例」の事例追加
- ・精神障害に「高次脳機能障害」、その他心身の機能の障害に「難病等により起因する障害」が含まれることを規定



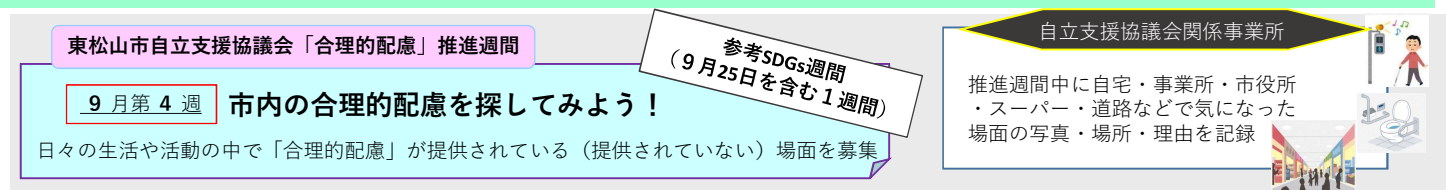
⑧ -2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障害のある方への配慮マニュアル」を改訂

令和6年度に入庁した新規採用職員向けの研修で周知を図るとともに、障害者差別解消法について説明し、理解促進を行った。

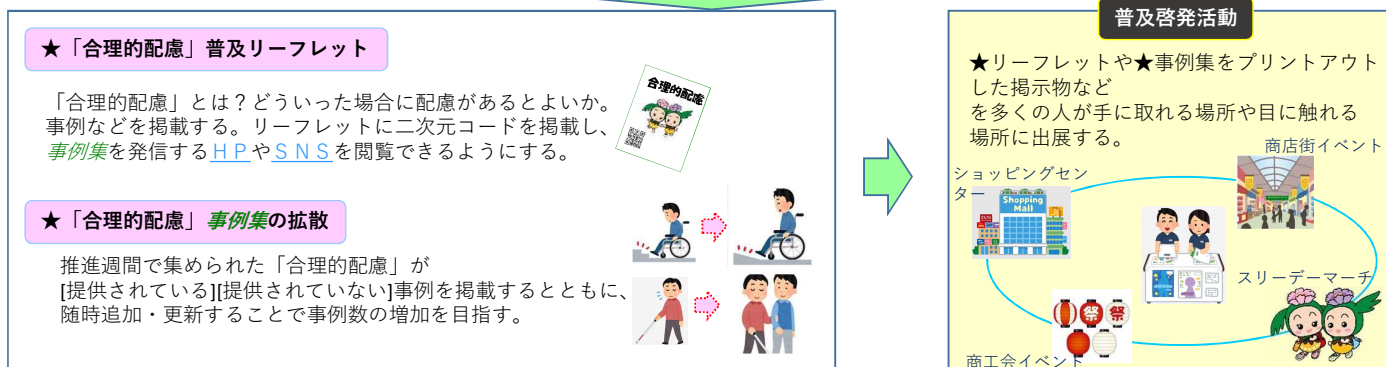


⑨ 「SDGs/合理的配慮推進プロジェクト会議」の取組

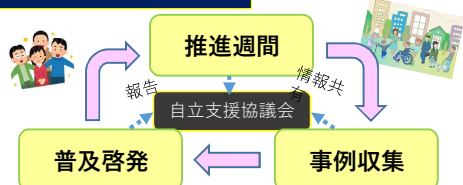
東松山市地域自立支援協議会 SDGs/合理的配慮推進プロジェクト会議



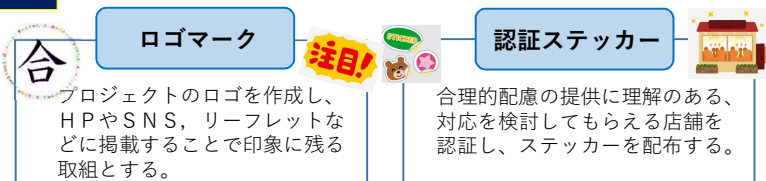
その後の展望



継続的な取組として推進



取組の拡充



「ゆっくりウォーク」でSDGs/合理的配慮推進プロジェクト会議で考案された
ロゴマークをイラストしたTシャツを着用し、参加者と一緒にウォーキングしました！



※ゆっくりウォークとは・・・

東松山市で毎年開催されている「日本スリーデーマーチ」において、車いすを利用している方や障害のある方、高齢者やベビーカーを利用しているご家族などに安心してご参加いただくため、歩きやすく配慮したルートを歩くイベント

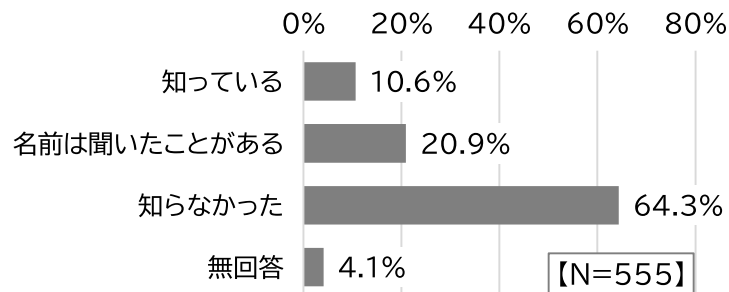


令和5年度
障害者福祉や障害福祉サービスの
あり方に関するアンケート
調査結果報告書【一部抜粋】

東松山市
令和5年8月

問17 あなたは、「障害者差別解消法※」を知っていますか。(○は1つ)

「障害者差別解消法」の認知は、「知っている」が 10.6%、「名前は聞いたことがある」が 20.9%、「知らなかった」が 64.3%となっています。



※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

【障害種別クロス】

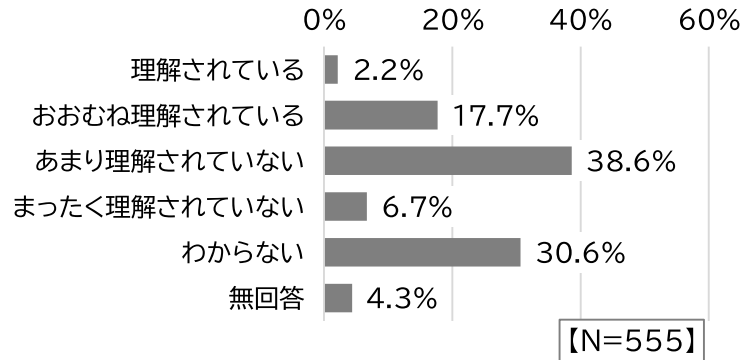
すべての障害種別で、「知らなかった」が最も多くなっています。

		上段:件数 下段:比率				
		知っている	名前は聞いた ことがある	知らなかった	無回答	合計
全体		59 10.6%	116 20.9%	357 64.3%	23 4.1%	555 100.0%
障害 種 別	身体障害	31 13.5%	53 23.1%	133 58.1%	12 5.2%	229 100.0%
		23 10.3%	46 20.5%	148 66.1%	7 3.1%	224 100.0%
	知的障害	8 5.8%	24 17.4%	100 72.5%	6 4.3%	138 100.0%
		3 15.0%	7 35.0%	10 50.0%	0 0.0%	20 100.0%
	精神障害	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
		4 12.1%	10 30.3%	19 57.6%	0 0.0%	33 100.0%
	指定難病・小児 慢性特定疾病					
	高次脳機能障害					
発達障害						

問18 障害のある人に対する市民の理解度をどう考えますか。(○は1つ)

障害のある人に対する市民の理解度は、「理解されている」「おおむね理解されている」を合わせた『理解されている』が19.9%となっています。

一方、「あまり理解されていない」「まったく理解されていない」を合わせた『理解されていない』が45.3%となっています。



【障害種別クロス】

すべての障害種別で、「あまり理解されていない」が最も多くなっています。

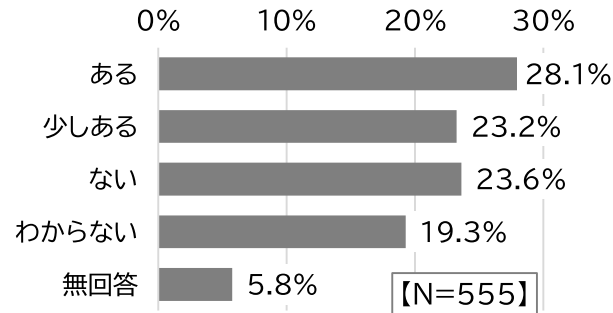
上段:件数 下段:比率

		理解されて いる	おおむね理解 されている	あまり理解 されていない	まったく理解 されていない	わからない	無回答	合計
全体		12 2.2%	98 17.7%	214 38.6%	37 6.7%	170 30.6%	24 4.3%	555 100.0%
障 害 種 別	身体障害	7 3.1%	47 20.5%	81 35.4%	14 6.1%	67 29.3%	13 5.7%	229 100.0%
		4 1.8%	39 17.4%	91 40.6%	14 6.3%	70 31.3%	6 2.7%	224 100.0%
	知的障害	2 1.4%	20 14.5%	62 44.9%	10 7.2%	38 27.5%	6 4.3%	138 100.0%
		指定難病・小児 慢性特定疾病	0 0.0%	0 0.0%	11 55.0%	2 10.0%	7 35.0%	0 0.0%
	高次脳機能障害	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%
		発達障害	0 0.0%	4 12.1%	14 42.4%	5 15.2%	10 30.3%	0 0.0%

問19 障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。(○は1つ)

障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるかでは、「ある」「少しある」を合わせた『ある』が 51.3%となっています。

一方、「ない」が 23.6%となっています。



【障害種別クロス】

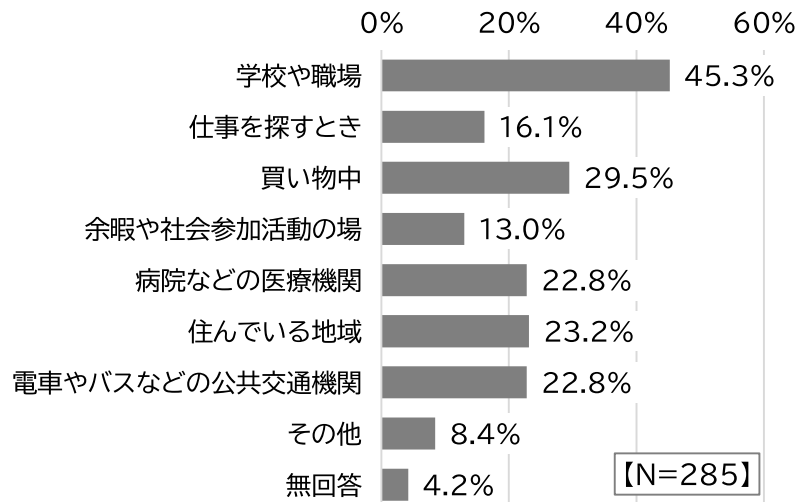
障害種別でみると、「身体障害」は、「ない」、「知的障害」「精神障害」は、「ある」が多くなっています。

		上段:件数 下段:比率				
		ある	少しある	ない	わからない	無回答
全体		156 28.1%	129 23.2%	131 23.6%	107 19.3%	32 5.8%
障害種別	身体障害	47 20.5%	59 25.8%	74 32.3%	35 15.3%	14 6.1%
	知的障害	77 34.4%	53 23.7%	29 12.9%	52 23.2%	13 5.8%
	精神障害	43 31.2%	31 22.5%	36 26.1%	21 15.2%	7 5.1%
	指定難病・小児慢性特定疾病	8 40.0%	4 20.0%	4 20.0%	4 20.0%	0 0.0%
	高次脳機能障害	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%
	発達障害	16 48.5%	7 21.2%	7 21.2%	3 9.1%	0 0.0%
	合計	229 100.0%	224 100.0%	138 100.0%	20 100.0%	2 100.0%

【問 19 で「ある」または「少しある」を選んだ方】

①どのような場面で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるすべてに○)

差別や嫌な思いをした場面は、「学校や職場」が 45.3%と最も高く、次いで「買い物中」が 29.5%、「住んでいる地域」が 23.2%、「病院などの医療機関」「電車やバスなどの公共交通機関」がともに 22.8%となっています。



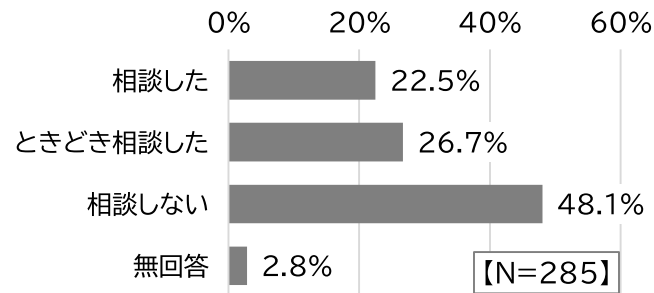
【障害種別クロス】

すべての障害種別で、「学校や職場」が最も多くなっています。

		上段:件数 下段:比率								
		学校や職場	仕事を探すとき	買い物中	余暇や社会参加活動	病院などの医療機関	住んでいる地域	電車やバスなどの公共交通機関	その他	無回答
全体		129 45.3%	46 16.1%	84 29.5%	37 13.0%	65 22.8%	66 23.2%	65 22.8%	24 8.4%	7 2.5%
障害種別	身体障害	42 39.6%	18 17.0%	32 30.2%	15 14.2%	22 20.8%	23 21.7%	28 26.4%	7 6.6%	7 6.6%
	知的障害	56 43.1%	13 10.0%	47 36.2%	17 13.1%	30 23.1%	32 24.6%	34 26.2%	12 9.2%	3 2.3%
	精神障害	37 50.0%	19 25.7%	15 20.3%	8 10.8%	20 27.0%	19 25.7%	14 18.9%	9 12.2%	2 2.7%
	指定難病・小児慢性特定疾病	8 66.7%	0 0.0%	4 33.3%	3 25.0%	2 16.7%	3 25.0%	6 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
	高次脳機能障害	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	発達障害	15 65.2%	4 17.4%	8 34.8%	4 17.4%	5 21.7%	12 52.2%	6 26.1%	6 26.1%	0 0.0%
	回答者数	285								

②そのことを誰かに相談しましたか。(〇は1つ)

相談の有無では、「相談した」が22.5%、「ときどき相談した」が26.7%、「相談しない」が48.1%となっています。



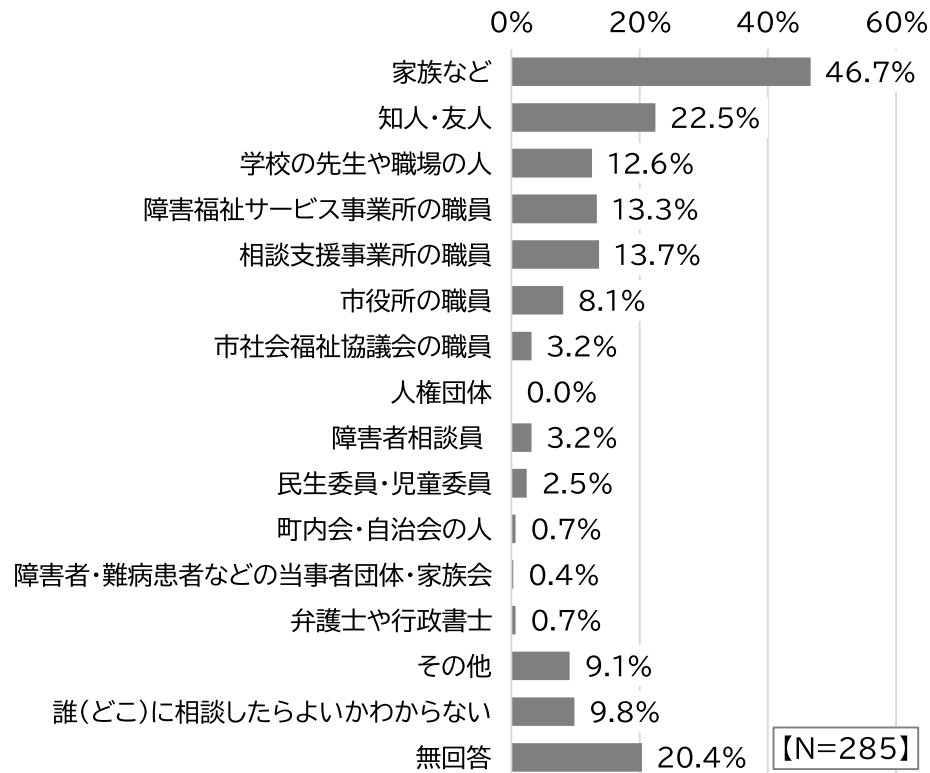
【障害種別クロス】

障害種別でみると、「身体障害」「知的障害」「精神障害」は、「相談しない」が多くなっています。

		上段:件数 下段:比率			
		相談した	ときどき相談した	相談しない	無回答
全体		64 22.5%	76 26.7%	137 48.1%	8 2.8%
障害種別	身体障害	16 15.1%	24 22.6%	61 57.5%	5 4.7%
	知的障害	29 22.3%	40 30.8%	58 44.6%	3 2.3%
	精神障害	20 27.0%	17 23.0%	36 48.6%	1 1.4%
	指定難病・小児慢性特定疾病	4 33.3%	4 33.3%	4 33.3%	0 0.0%
	高次脳機能障害	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	発達障害	9 39.1%	7 30.4%	7 30.4%	0 0.0%

③そのことを誰に相談しました(します)か。(あてはまるすべてに○)

相談した人は、「家族など」が 46.7%と最も高く、次いで「知人・友人」が 22.5%、「相談支援事業所(総合福祉エリア、西部・比企地域支援センター、比企生活支援センター、その他)の職員」が 13.7%となっています。



【障害種別クロス】

すべての障害種別で、「家族など」が最も多くなっています。

上段:件数 下段:比率

		家族など	知人・友人	学校の先生や職場の人	障害福祉サービス事業所の職員	支援センター、その他（総合福祉センター、生活部・比企地域支援センター、比企生活相談支援事業所）の職員	市役所の職員	市社会福祉協議会の職員	人権団体	障害者相談員
全体		133 46.7%	64 22.5%	36 12.6%	38 13.3%	39 13.7%	23 8.1%	9 3.2%	0 0.0%	9 3.2%
障害種別	身体障害	43 40.6%	22 20.8%	7 6.6%	7 6.6%	10 9.4%	4 3.8%	2 1.9%	0 0.0%	3 2.8%
	知的障害	67 51.5%	29 22.3%	25 19.2%	24 18.5%	27 20.8%	10 7.7%	4 3.1%	0 0.0%	6 4.6%
	精神障害	27 36.5%	15 20.3%	7 9.5%	9 12.2%	4 5.4%	10 13.5%	3 4.1%	0 0.0%	2 2.7%
	指定難病・小児慢性特定疾病	9 75.0%	5 41.7%	1 8.3%	1 8.3%	2 16.7%	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	高次脳機能障害	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	発達障害	12 52.2%	5 21.7%	3 13.0%	6 26.1%	3 13.0%	3 13.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%
		民生委員・児童委員	町内会・自治会の人	障害者・難病患者などの当事者団体・家族会	弁護士や行政書士	その他	誰（どこ）に相談したらよいか	無回答	回答者数	
全体		7 2.5%	2 0.7%	1 0.4%	2 0.7%	26 9.1%	28 9.8%	58 20.4%	285	
障害種別	身体障害	3 2.8%	2 1.9%	1 0.9%	2 1.9%	6 5.7%	11 10.4%	29 27.4%	106	
	知的障害	1 0.8%	0 0.0%	1 0.8%	1 0.8%	14 10.8%	9 6.9%	25 19.2%	130	
	精神障害	2 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 13.5%	10 13.5%	13 17.6%	74	
	指定難病・小児慢性特定疾病	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	12	
	高次脳機能障害	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0	
	発達障害	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 13.0%	4 17.4%	3 13.0%	23	

(その他・自由記述より)

どのような場面で差別や嫌な思いをしましたか。

- 幼稚園
- 保険料高い(一般死亡保険の)入れない
- 駅前
- たまたま近所で会った犬連れの人
- インターネットの晒し行為
- SNS
- 病状の解明はすべて自分でやった
- 保育園や学童探し
- 住んでいる地域以外
- 警察署
- 公共の場すべて
- 公園
- 子どものころ、近くの公園で遊んでいるときに、見慣れない年上の子どもから「身体のものまね」を幾度なくされていた

など

そのことを誰に相談しました(します)か。

- 自分で調べた
- 病院の医師
- 自分の心の中に押し殺す
- 嫌な事をされても言葉で伝えられない
- 医者、ソーシャルワーカー、医療機関の心理カウンセラー
- 担当だった保健師
- ハローワーク相談員

など